

平成31年度事業計画

1 目的

多摩南部成年後見センター（以下「センター」）は、自らの権利を行使したり、自らの利益を守る能力が不十分な、低収入の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、センターが法人の成年後見人となること等により、これらの方の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 具体的な取組

現在、認知症高齢者等の急増に伴い、成年後見制度の必要性がより一層高まっている。国は成年後見制度の利用の促進に関する法律を平成28年に制定し、成年後見ニーズの掘り起しや、成年後見が必要な人に相応しい成年後見人を付けること等を盛り込んだ、成年後見制度利用促進基本計画（以下「促進計画」）の策定を市区町村に努力義務として課している。センターの構成市（以下「5市」）においても、平成31年度に促進計画を策定し、5市地域における成年後見制度のより一層の利用促進を図ることとしている。

促進計画施行後は、センターがいわゆる中核機関となることが見込まれることから、センターは今までの主に低収入の方に法人後見を行う組織から、5市のあらゆる収入層の市民のうち、権利擁護や成年後見を必要とする方が相応しい成年後見等を受けることができるようにするためのけん引役となることが求められる。

以上の状況を念頭に置きながら、センターにおける従前からの以下の3つの主な事業について、引き続き取り組んでいく。

(1) センターによる法人後見事務

センターは原則として5市に住民記録がある方等であって、利用基準及び以下の主な条件を満たす判断能力の不十分な方に対し法人後見を行う。

- ① 低収入のため後見報酬を支払う資力のない方
- ② 成年後見の申立てを行う親族等や成年後見人等候補者のいない方
- ③ 複雑な事情を抱えていて、個人の成年後見人では対応が困難な方
(虐待、多問題家族、犯罪歴、暴力暴言、第三者からの権利侵害等)

(2) 市民後見人の養成、監督、支援

センターは5市の協力を得て市民後見人の養成を行う。養成後は丁寧な受任調整等により安心して受任していただくとともに、後見監督人としての役割も果たしつつ、市民後見人へのきめ細かい支援を行う。

(3) 専門職紹介制度

センターは、収入要件等からセンターが法人後見を行うことができない市民に対し、センターに登録している専門職の紹介を行うとともに、需要に配慮しつつ新規登録を呼びかけている。

また、登録専門職に対しては、センターがかかわるすべての後見人（市民後見人、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士））とセンター職員全員が参加する後見人等連絡会及び家庭裁判所を招いて行う研修等への参加を呼びかけている。さらに、登録専門職の要望に応じた個別の相談や情報提供等の支援を行う。

3 重点事項

(1) 促進計画の策定における事務局機能

平成31年度中の完成を目指し、センターが事務局となって、5市が共同して促進計画を策定する。計画策定過程において、外部の有識者等から意見をいただくため、委員5人（学識経験者、行政経験者、親の会等）で構成される外部委員会が設置される予定である。外部委員会は年3回程度開催される予定であるが、この前後に必要な応じ5市及びセンター職員で構成された検討会を開催し検討を深める。また、パブリックコメント等により市民意見も反映させていく。

(2) 市民後見人の養成、監督、支援

市民後見人の養成についてセンターは平成27年度以来、基礎講習等による養成から受任、成年後見活動への支援までの一連の体制を実施してきているが、引き続き次のとおり実施する。

まず、実際の後見活動に活かすことができるよう、実践的な基礎講習、実務研修及び現場実習を実施する。養成講習終了以降は、より能力の向上を図るため、家庭裁判所を招いた研修や各市の後見人等懇談会等への参加について、受任、未受任を問わず市民後見人登録者に参加を呼びかけることにより、フォローアップしていく

受任中の市民後見人には、3～4箇月毎にセンターへの報告を義務付けている。その際、センターは後見監督人として市民後見人が行う後見業務のチェックを行うとともに、成年後見業務一般や個別事案等についての質問等に丁寧に応じ支援していく。

新規に養成講習を受けた方や市民後見人登録者が、受任中の市民後見人から体験談を聴いたり、センター登録の専門職やセンター職員と交流することにより、技能や知識等を習得することができるよう、後見人等連絡会を年2回程度開催していく。

4 職員の育成及び普及広報

(1) 職員の育成

センター職員の主な職種は、成年後見人としての業務を行う支援員と、5市からの利用相談と市民後見人の養成、監督、支援等を主な業務とするコーディネーターの2種である。

外部研修等への積極的な参加、関係機関等との交流、5市地域での勉強会等への参加によって得られる知識の習得及び人間関係の構築により資質向上を図る。また、職場内のOJTにより、成年後見業務を進めるために必要な知識等を習得させ、併せて後見人やコーディネーターとしての規範意識の醸成にも努める。

(2) 普及広報・相談の推進

促進計画策定後、センターがいわゆる中核機関になると見込まれることから、今まで以上に5市地域に出向きかつ連携し、制度の目的や利用方法等について普及広報・相談を行っていく。また、センターへの視察の受け入れや、講師の派遣依頼についても積極的に対応していく。

5 課題

- (1) 促進計画の策定に伴い、センターの主な対象者が主に収入の少ない対象者からすべての市民に大きく変わることが求められることから、促進計画策定過程において外部委員会や内部的な策定検討会等を通じ、5市やセンターの今後の在り方等について、しっかりと検討する必要がある。
- (2) 促進計画策定後を見据え、中核機関としてセンターとの関係がより緊密となる5市の高齢、障害、生保等の福祉現場の各課、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の地域の関係機関等にセンターが積極的にかかわり、顔の見える関係をつくることが不可欠である。
- (3) 5市1次窓口担当課等職員の異動の際など、成年後見制度やセンターの具体的な利用方法、手続き等が確実に引き継がれるよう、センター職員が5市等へ出向きセンターの利用方法等の説明が必要である。また、センターの利用ルール等の明確化も欠かせない。
- (4) センターによる法人後見の受任余力を確保するため、受任当初の諸課題が整理された法人後見ケースを、市民後見人へ移管（いわゆる「リレー方式」）しているところであるが、後見報酬の支払い能力のあるケースについても、財政への影響を踏まえながら新たな試みとして専門職への移管について検討していく。